

(単体発注・事前審査型)

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ総第2号

沖縄都市モノレール光ケーブル敷設工事（既存区間）について、下記のとおり一般競争入札を実施する。
本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札要綱の規程によるものとする。

平成26年10月15日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 仲吉 良次

1 一般競争入札に付する事項

(1)	工 事 名	沖縄都市モノレール光ケーブル敷設工事(既存区間)	
(2)	工 事 場 所	那覇市内	
(3)	工 種	電気工事一式	
(4)	工 事 内 容	運営基地から15駅(既存区間)において光ケーブルを敷設する。	
(5)	工 期	契約締結日の翌日から平成27年8月31日まで	
(6)	発 注 形 態	単体発注	
(7)	資 格 審 査 方 法	事前審査型	
(8)	その他適用のある法令、制度等 〔本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。〕	<input type="radio"/>	リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		<input type="radio"/>	最低制限価格制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		<input type="radio"/>	全体設計工事 ※本工事は、全体設計に係る契約の特則の適用を受ける工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	電気工事業又は電気通信工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等 級	電気工事業の場合はA等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成25・26年度	
(4)	許 可 区 分	特定建設業	
(5)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(6)	入札開始日から落札決定日までの期間に、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。		
(7)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(8)	対 象 期 間	自 平成10年4月1日 至 平成26年10月29日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。
	施 工 実 績 対 象 工 事	次の要件を満たす施工実績を有すること。 ・ 沖縄県内において本工事と同種の工事(光ケーブルの総延長が3kmを敷設する工事)を施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。	
(9)	資 格 区 分	1級電気施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任(専任を要しない期間を除く)で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
	配 置 予 定 技 術 者 備 考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 (ア) 技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術管理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門とするものに限る。))の資格を有するもの。 (イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任期間は、平成27年2月1日から工事完成の日までを予定する。 なお、工場製作及び試験調整のみが行われる期間における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。	

(10) 其 他 の 条 件 右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。	○	地域要件	(ア) 沖縄県 (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。
		主要機器	本工事で使用する主要機器を自社工場で製作実績のある者。	

3 入札手続等

(1) 手続き方法	下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格審査を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により、下記(5)以降により競争入札を実施し落札者を決定する。			
(2) 申請書等の提出	本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下申請書)という。)及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。 なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。			
	提出期間	平成26年10月15日から平成26年10月29日 16時30分まで		
	提出先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール 総務課 (管理棟内) 電話番号 098-859-2630	提出部数	2部
	提出方法	原則として、持参によるものとする。		
(3) 入札参加資格の確認結果通知	通知日	平成26年11月7日 までに通知する。		
(4) 設計図書の配布 (図面, 仕様書, 契約約款等)	期間	自平成26年10月15日～至平成26年11月13日		
	配布方法	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール延長推進室(管理棟内)にて配布する。		
	問い合わせ先	延長推進室 担当: 山内	電話番号	098-859-2792
(5) 入札日時等	入札書の提出	持参日時	平成26年11月13日 10:50	
		持参場所	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄都市モノレール総務課 担当: 猶井(なおい)	
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(11月13日10時50分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。 入札書の受付は、平成26年11月12日8時30分からとする。 なお、再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。		
入札に関する注意事項(持参により提出する場合)	(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。 (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。 (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。			

	工事費内訳書の提出	<p>本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。</p> <p>(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。</p>
(6) 入札の辞退等	<p>一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。</p> <p>また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。</p>	
(7) 開札日時	平成26年11月13日（木） 11:00	
(8) 落札者の決定	<p>開札後、予定価格の制限以下で且つ最低制限価格以上の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、当該入札者にくじを引き、落札者を決定する。</p>	
(9) 本入札に係る資料の取り扱い	<p>ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。</p> <p>オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。</p> <p>カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の工事において指名の停止等を行うことがある。</p>	

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	<input type="radio"/>	免除（建設工事における入札保障に関する取扱要綱第2条）
		<input type="checkbox"/>	以下により納付の必要あり（沖縄都市モノレール契約事務規程第30条）
(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第30条及び工事請負契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>		

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(2) 入札の無効	本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(3) 支払条件	前金払 各会計年度出来高予定額の30%以内
	中間前金払 「沖縄都市モノレール中間前金払取扱要綱」による
	部分払 契約書案のとおり
(4) 工事保険等の要否	<input checked="" type="radio"/> 要 ・ 否 請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。 保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。
(5) 契約締結の時期等	本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
(7) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄都市モノレール競争入札要綱及び、工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

6 本広告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄県都市モノレール 総務課 担当：猶井(なおい) 098-859-2630
(2) 上記(1)以外に仕様書等関すること	質問書先	沖縄県那覇市字安次嶺377-2 沖縄県都市モノレール 延長推進室 担当：山内 TEL:098-859-2792 Mail: yamauti@yui-rail.co.jp
	提出期間	平成26年10月15日(水)から平成26年11月7日(金) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
	提出方法	持参、FAX又はメールにより提出すること。 なお、FAX及びメールにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所に掲示する。
	期間	平成26年11月10日(月)から平成26年11月13日(木)まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。